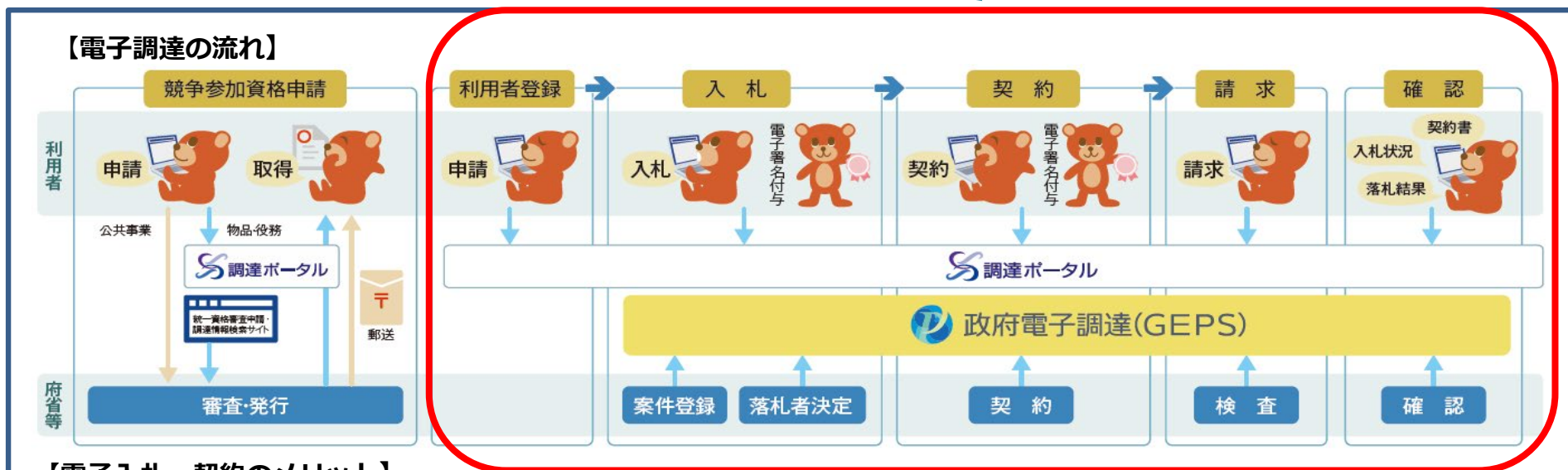


- 「政府電子調達情報システム」は、調達ポータル(電子調達窓口)、調達総合情報システム(入札参加資格)、電子調達システム (GEPS、入札・契約)、の3つのシステムにより構成される政府共通システム
- 国の府省等が行う「物品・役務」に係る調達情報を提供し、また、調達に関する一連の手続きをインターネット経由で電子的に行うことが可能

※1 利用機関：国の24の府省等（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所）

※2 電子調達システムは、各府省等の電子入札システムを統一し、電子契約システムも導入して平成26年3月から運用開始。

赤枠内の詳細は2ページ参照



【電子入札・契約のメリット】

印紙税が不要

電子手続だと印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付が不要

移動・郵送費の削減

- ・ 書類の発送が不要
- ・ 遠方や同時に複数の調達案件に参加することが可能

印鑑が不要

電子証明があれば一連の手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑手続が不要(法令で義務のある場合を除く)

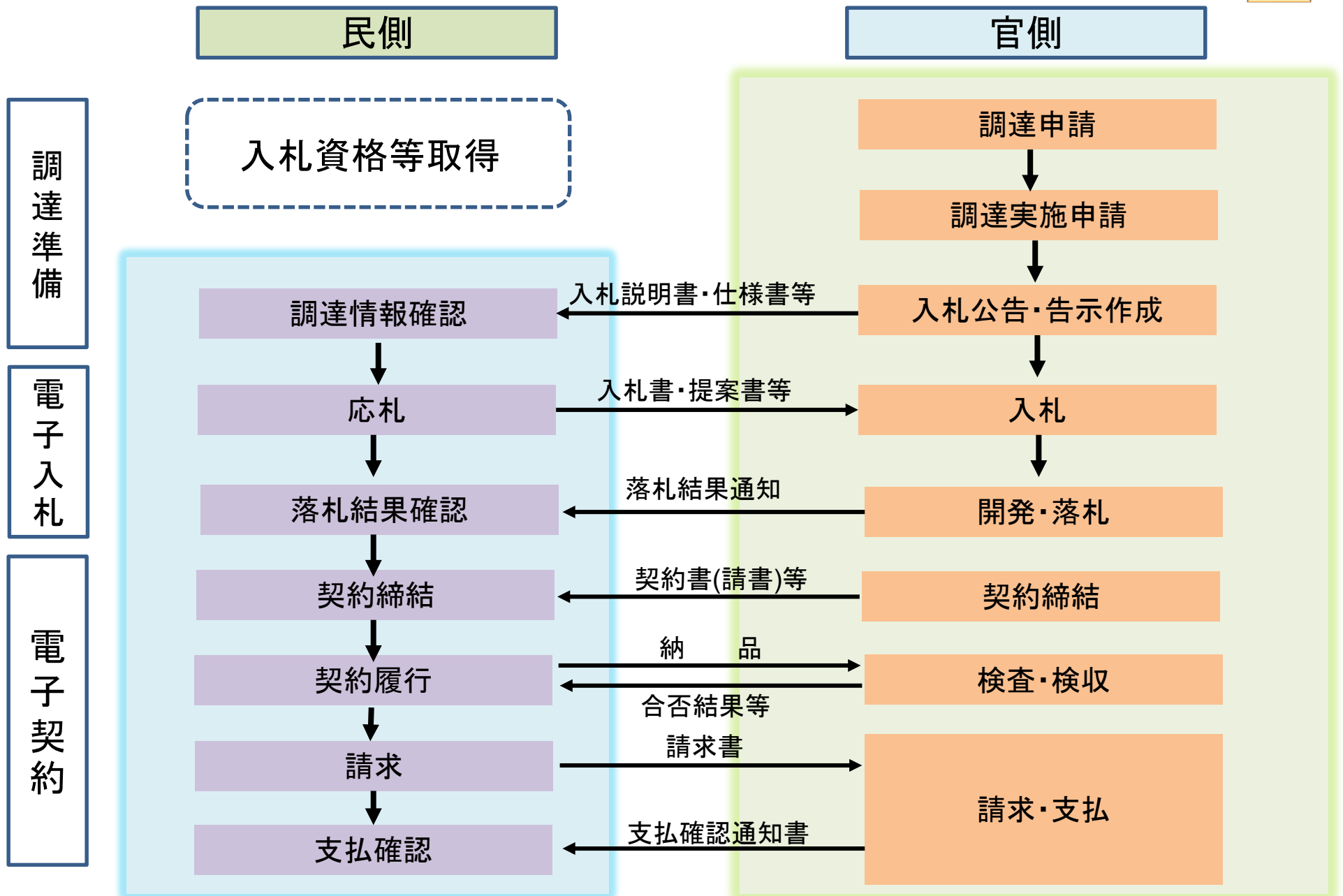
24時間365日利用可

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用可能

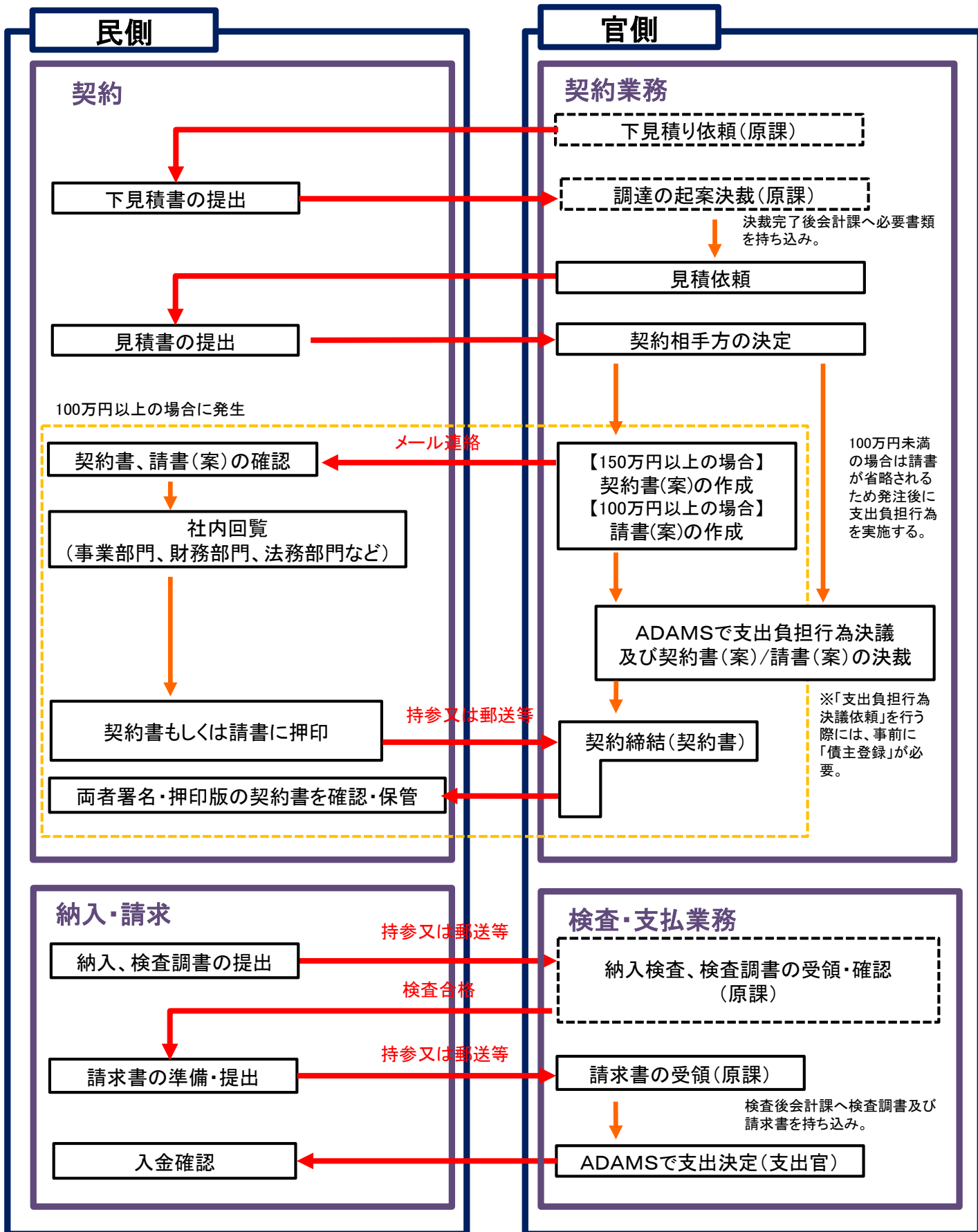
書類保管費の削減

書類保管のためのバインダーや書棚が不要

調達業務の流れ※



※ 納品の確認以外はすべて電子手続きによるもの



※官庁により100万円以下の取扱いや細かい手順が異なる。
 ※官側の方で括弧書きがない業務は基本的に契約担当者が行う行為
 (予定価格作成は当フローでは省略)
 ※物品取得が生じる場合は、別途、物品に係る事務手続きが必要
 ※契約書の不要なものを除く。